

その他(ワーキング・グループに分類されないもの)

提案事項名	該当頁
1 - 「行政書士」資格制度を全面的に改革する 1
2 - 日本行政書士会連合会への登録、都道府県行政書士会の強制加入制度の廃止 2
3 - 行政書士証票と委任状の提出で行政証明の交付を受けられるようにする 2
4 - 土地家屋調査士業について 3
5 - 士業「法人」の「無限責任」制度を「有限責任」制度に改革する 4
6 - 自動車の移転登録時における旧ナンバープレートの後返納の可能化 4
7 - 発電所等の建設用地取得に向けた戸籍謄本の第三者請求手続の明確化 5
8 - 発電所等の建設用地取得に向けた住民票記載事項証明書及び戸籍の附票の第三者請求手続の明確化 6
9 - 防衛省所管に属する物品の貸付品の貸付期間延長 6

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容等	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の管官庁
1	10月1日	12月6日	「行政書士」資格制度を全面的に改革する	<p>1 「行政書士」資格制度の改革提案 現行の行政書士法を廃止し、新法で間口の広い行政と身近で国民との間の橋渡しを円滑にする役割を担う行政士等に多種多様な行政業務を担わせて、国民(市民、企業、各種団体など)の利便性を高め、真に役立つものにするなど、国費ゼロで民間の力を活用する</p> <p>2 現状の「行政書士」資格制度 行政書士法により、行政書士が国民から受任出来る業務が次の通り書類作成業務が中心で、行政不服審査法及び行政事件訴訟法が除かれて代理権業務を極端に狭く限定的にしている 「官公署提出」の書類作成、提出手続き代理、許認可等の聴聞、弁明、意見陳述手続行為の代理、「権利義務」の書類作成、代理人作成、契約書等の代理人作成、「事実証明」の書類作成、書類作成の相談</p> <p>3 現状の「行政書士」資格制度の問題点 行政書士の限定的な業務が、真に国民に役立つ利便性を低下させており、行政の円滑な運営に影響が及んでいる</p> <p>4 現状の規制・制度の改善の必要性・根拠 上記3の問題を解消させる必要がある(上記2参照)。</p> <p>5 どの様な規制・制度に変えれば良いのか (1)行政書士法を廃止し、新たに多種多様な行政法の業務(一般・特別行政法、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法の相談、書類作成、書類作成代理、手続き行為の代理業務など)を行政法専門の行政士、特定行政士、地方行政士、行政書士に委ねる「行政士法」を制定する ア 「行政士」は特定行政士の固有業務を除いた業務を所掌し総務大臣所管、「特定行政士」は限定した行政法の業務を所掌し(司法書士、社会保険労務士、弁理士、公認会計士、税理士、土地家屋調査士、海事代理士、建築士など)各担当大臣所管 イ 「地方行政士」は都道府県の地方行政法を所掌し、「行政書士」は行政不服審査法及び行政事件訴訟法を除いた業務の相談、書類作成、書類作成代理を所掌し、都道府県知事所管 (2)隣接行政業務まで拡大し過ぎる「行政士」の資格基準を、適正なものに限定して資質の向上を図り、外れる者を「特定行政士」に移行</p> <p>6 改革でどのように変わるのか(メリット) 国民の利便性が高まる真に役立つ行政士等となり、国の行政が円滑に遂行されて、国民の行政に対する評価が高まるもので、国費ゼロで国益が増す民生活の行政士制度を活用しない手はない。</p>	銀座公正取引コンサル株式会社	総務省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容等	提案主体名 (会社名・団体名)	制度所管官庁
2	10月4日	12月6日	日本行政書士会連合会への登録、都道府県行政書士会の強制加入制度の廃止	<p>現状、行政書士会は、日本行政書士会に登録され、事務所がある都道府県の行政書士会への加入が義務付けられていますが、「業務に支障をきたす平日の昼に開催されるために単位会の総会に参加できず、そのため、仕事がない、あるいは業務を行わない会員が実権を握っている。」、「研修制度が新人向けで変わらない」、「入管法違反や司法書士法違反の前科のある者が研修の講師を行っている」、「行政書士の資格が必要ないADRや成年後見に予算が投入され、本来業務の官公署への手続き業務への予算が年々削減され、研修すらも行われぬ。そのため、一部官公署では行政書士が門前払いされている。」、「他士業法違反よりも会費滞納者の取り締まりに力を入れている」など、日行連や行政書士会本来の目的、行政書士制度の目的からかけ離れた活動となっております。にもかかわらず、行政書士会へ強制加入をさせることは、憲法が保障する経済活動の自由を阻害するものであると考えます。特に、行政書士の資格が必要ないADRや成年後見に会員全員の会費を投入して行政書士法人ではない法人を設立し会員を募りその会員のみで業務を行うのは、行政書士法第11条(依頼に応ずる義務)の趣旨に反するものであると考えます。日本行政書士会連合会の会員向け会報も、行政書士の資格が必要ないADRや成年後見の記事ばかりで、国家資格団体の会報の体をなしていない状態です。行政書士の登録について、日本行政書士会連合会、都道府県行政書士会を廃止し、総務大臣、都道府県知事の登録制に改めるべきであると考えます。</p>	個人	総務省
3	10月5日	12月6日	行政書士証票と委任状の提出で行政証明の交付を受けられるようにする	<p>現状、納税証明書、身分証明書、登記されていないことの証明書の代理交付については、委任状と代理人の身分証明書の提示が必要になっています。行政書士として、許認可手続きに必要な添付書類の交付手続きであり行政書士の職務として交付の代理を受けているにも関わらず、行政書士個人の個人情報強制的に提示させることは、行政書士個人のプライバシーを侵害するものであると考えます。この制度を放置するならば、そもそも行政書士制度が不要であると考えます。弁護士にも認められていないということですが、根拠が不明です。職務であるにもかかわらず、取得者個人の個人情報の提示を求めることについて、明確な説明を求めます。</p>	個人	総務省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容等	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の管官庁
4	10月7日	12月6日	土地家屋調査士業について	<p>現在、土地家屋調査士業における官公庁の受注は、その多くを一般競争入札の上に置かれており、落札率についても年々下降し、不当廉売の域を越えてるかのようになり、未だその傾向は継続の真っ只中である。そもそも、この業界の持つ独占業務は、それなりの意識を持った者の中で試験により選ばれた精鋭の集まりが施す類のもので、高い公共性を持ち合わせ、強い責任が常に付きまとうのである。そうであるこの業が、報酬規定の存した時代に比して2割から4割の価格で契約されるこの現実には、かつてのような事務所形態は成立せず、もちろん補助者を雇う仕組みも崩壊する一方で、数年後にはどれ程の実務経験者が残っている事か。近い将来の南海地震等の予測の果てで、復興の願いと各国への主張を盾に最善の策を講じる最中、その担い手のひとつとなるこの業界も人手不足に悩まされ、やがてはカタチありきの混沌とした復興に収まるのでは。</p> <p>会計法にある契約の性質とは、また、独占禁止法にある不当廉売とやらは何なのか。この流れに逆らえない業界自体にも問題はありますが、だからこそ国の規制によりこの常態を変えるべく、何かしらの方向性を導いて頂けたらと願うばかりです。</p> <p>私は補助者としておよそ10年務めており、資格も保持しておりますが未だ独立出来ずに過ごしております。というよりここ数年はその目的意識も薄らぎ、別の業界をも考えているこの頃です。とにかく、このような曖昧な現状の中においては、自分のような犠牲者は食い止めなくてはとの思いもあり、そういう意味では資格取得を煽る広告などは、誇大広告ともいえるのではないのでしょうか。</p> <p>加えて、ここまでの状況にあるのなら、国家資格たる土地家屋調査士そのものを無くして頂きたい。その方が、はっきりとして気持ちに踏ん切りがつくって事です……。</p>	個人	法務省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容等	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の管官庁
5	10月13日	12月6日	士業「法人」の「無限責任」制度を「有限責任」制度に改革する	<p>1 士業「法人」の「有限責任」制度への改革提案 国政や国民(市民、企業、各種団体など)生活に貢献する士業制度(無限責任)の中で、組織的に大きな事業活動を行う為に必要な法人格の「士業法人」(複数の士業)が、「無限責任」であるのを「有限責任」制度にして、「士業の法人化」を促進する。</p> <p>2 現状の「士業法人」制度 各士業は、夫々個別の法律により、「一人士」及び「士業法人」に「無限責任」を負わせている。</p> <p>3 現状の「士業法人」制度の問題点 複数の「士」で構成する「士業法人」が、リスクの高い「無限責任」を負うため、「一人士」は容易に参加出来ず、「士業の法人化」が図られていない。</p> <p>4 現状の規制・制度の改善の必要性・根拠 士業を「法人化」させて、組織的に国政や国民(市民、企業、各種団体など)生活に大きく貢献させるなど活用すべきである。</p> <p>5 どのような規制・制度に変えれば良いのか 「士業法人」を「有限責任」にし、その変わり賠償責任保険強制加入制度を設けて責任を担保させる。</p> <p>6 改革でどのように変わるのか(メリット) 「士業法人」を「有限責任」制度に改革することで、「士業の法人化」が飛躍的に促進され、組織的に国政や国民(市民、企業、各種団体など)生活に大きく貢献させることが期待出来、国政や国民に大きなメリット生ずる。</p> <p>7 補足説明 (1)「士業」とは、弁護士、行政書士、司法書士、社会保険労務士、弁理士、公認会計士、税理士、土地家屋調査士、海事代理士、建築士など (2)「法人」の「有限責任」制度を採用しているものに、有限責任会計監査法人、会社法の株式会社・有限会社など、協同組合、有限責任事業組合など</p>	銀座公正取引コンサル株式会社	経済産業省、金融庁、厚生労働省、国土交通省
6	10月16日	12月6日	自動車の移転登録時における旧ナンバープレートの後返納の可能化	<p>【要望の具体的内容】 自動車の移転登録時の旧ナンバープレートの返納について、全国的に後返納を認めるべきである。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】 自動車の移転登録時の旧ナンバープレートの扱いについては、運輸支局により運用が異なっている。例えば、関西地方の運輸支局では旧ナンバーを返納してから新ナンバーが交付される一方、関東の運輸支局では新ナンバーが先に交付され旧ナンバーを後返納することが認められている。ただし、旧ナンバープレートを先に返納しなければならない場合、車両にナンバープレートが付けられない期間が発生し、この間は車両を使用できない。 自動車の効率的利用を図る観点から、移転登録時の旧ナンバープレートを後返納とする取扱いを全国的に認めるべきである。</p>	(一社)日本経済団体連合会	国土交通省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容等	提案主体名 (会社名・団体名)	制度所管官庁
7	10月16日	12月6日	発電所等の建設用地取得に向けた戸籍謄本の第三者請求手続の明確化	<p>【要望の具体的内容】 発電所等の建設用地取得に向けて戸籍謄本等を必要とする場合、自己使用に限る等の一定の制約を課したうえで、戸籍謄本等の第三者請求の正当な理由に該当する旨を明確にするべきである。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】 現在、戸籍謄本等(住民票記載事項証明書や戸籍の附票も含む)の第三者請求は、正当な理由がある場合に認められている。しかし、この「正当な理由」の要件は、現在、明確化されていない。 発電所等の建設用地取得に向けて、事業者は、土地の相続関係を調査すべく、地権者の戸籍謄本等が必要となる。しかし、戸籍謄本等の第三者請求の要件が上記の通り明確化されていないため、自治体によっては、その第三者請求が認められない。これにより、事業者は、地権者から依頼を受けた司法書士による請求に頼らざるを得ず、土地の相続関係の調査に多くの時間と費用を要している。 しかし、発電所等の建設は、土地収用法において、公共の利益となる事業として指定されており、国等の認定を受ければ、地権者の意思にかかわらず土地の収用や使用が認められる。また、土地収用の前の測量・調査等の段階でも、都道府県知事の許可があれば、地権者の意思にかかわらず、土地に立ち入ることができる。以上のように発電所等を建設する事業者は、地権者の財産権に対して、強い権限をもつことができる一方で、一定の制約を課したうえで戸籍謄本等の第三者請求が認められないというのは合理性に欠ける。 そこで、法務省は、土地収用法で公共の利益となる事業として指定される発電所等の建設用地取得に向けて戸籍謄本等を必要とする場合、自己使用に限る等の一定の制約を課したうえで、戸籍謄本等の第三者請求の正当な理由に該当する旨を明確にするべきである。</p>	(一社) 日本経済団体連合会	法務省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容等	提案主体名 (会社名・団体名)	制度所管官庁
8	10月16日	12月6日	発電所等の建設用地取得に向けた住民票記載事項証明書及び戸籍の附票の第三者請求手続の明確化	<p>【要望の具体的内容】 発電所等の建設用地取得に向けて戸籍謄本等を必要とする場合、自己使用に限る等の一定の制約を課したうえで、戸籍謄本等の第三者請求の正当な理由に該当する旨を明確にするべきである。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】 現在、戸籍謄本等(住民票記載事項証明書や戸籍の附票も含む)の第三者請求は、正当な理由がある場合に認められている。しかし、この「正当な理由」の要件は、現在、明確化されていない。 発電所等の建設用地取得に向けて、事業者は、土地の相続関係を調査すべく、地権者の戸籍謄本等が必要となる。しかし、戸籍謄本等の第三者請求の要件が上記の通り明確化されていないため、自治体によっては、その第三者請求が認められない。これにより、事業者は、地権者から依頼を受けた司法書士による請求に頼らざるを得ず、土地の相続関係の調査に多くの時間と費用を要している。 しかし、発電所等の建設は、土地収用法において、公共の利益となる事業として指定されており、国等の認定を受ければ、地権者の意思にかかわらず土地の収用や使用が認められる。また、土地収用の前の測量・調査等の段階でも、都道府県知事の許可があれば、地権者の意思にかかわらず、土地に立ち入ることができる。以上のように発電所等を建設する事業者は、地権者の財産権に対して、強い権限をもつことができる一方で、一定の制約を課したうえで戸籍謄本等の第三者請求が認められないというのは合理性に欠ける。 そこで、法務省は、土地収用法で公共の利益となる事業として指定される発電所等の建設用地取得に向けて戸籍謄本等を必要とする場合、自己使用に限る等の一定の制約を課したうえで、戸籍謄本等の第三者請求の正当な理由に該当する旨を明確にするべきである。</p>	(一社) 日本経済団体連合会	総務省
9	10月16日	12月6日	防衛省所管に属する物品の貸付品の貸付期間延長	<p>【要望の具体的内容】 防衛省所管に属する物品の無償貸付のある契約については、契約内容に合わせ、1年を超えた貸付期間を当初から設定できるように見直すべきである。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】 防衛省との契約期間が1年を超えるものは、1年ごとに更新手続をとっている。1年を超えた貸付期間を当初から設定できるように見直すことで、書類手続の簡略化など手続きが軽減される。手続き関連費用として、年間約50万円程度の削減が見込まれる。</p>	(一社) 日本経済団体連合会	防衛省